

AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱

7 公東観産産第 87 号

令和 7 年 5 月 1 日

8 公東観産産第 105 号

令和 8 年 5 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、観光地の高付加価値化を一層促進するため、エリア単位で複数の観光関連事業者等が連携し AI 等の先端技術の実装を図る取組を支援する「AI 等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは企業等とし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等とする。
- (2) 「地域グループ」とは 2 以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

(支援の対象者)

第 3 条 本事業において支援の対象とする者は、観光振興に向け共同して取組を行う地域グループとする。

- 2 その他支援の対象者に必要な事項は、別に定める。

(支援の対象事業)

第 4 条 支援の対象となる事業は、前条に定める地域グループが、構成員事業者の連携により、エリア単位で観光地の高付加価値化に資する AI 等先端技術の実装を図る取組とする。

- 2 前項の事業に対する補助対象期間は、交付決定の日から 1 年以内に実施完了した事業とし、その期間内に契約、取得、実施、支払いが完了した経費を補助対象とする。

(実施体制)

第 5 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）及び東京都（以下「都」という。）は、令和 8 年 2 月 26 日付 7 産労観受第 792 号「観光産業の活性化推進事業実施要

綱」(以下「観光産業実施要綱」という。)第3条に基づき、本事業を実施する。

2 本事業について、都は、支援対象者の公募、審査及び決定を行い、財団は、都が支援対象者として決定した地域グループへの補助金の交付を行う。

(補助)

第6条 都が支援対象者を選定した後、財団は、観光産業実施要綱別表(12)の定めに従い、本事業を実施する。

(都との情報共有)

第7条 本事業を円滑に実施するにあたり、財団は必要に応じて、都と情報を共有することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。